

# 平成13年度

2002年2月発行 第25号

# つちや通信

# 確定申告版

大雪の天気予報が聞かれる季節です。今年はインフルエンザが猛威を振るっていますが、体調を崩さないよう気をつけてください。

今年も所得税の確定申告時期になりました。すでに、税務署から確定申告書の用紙が届いていると思いますが、様式が新しくなっていることにお気づきでしょう。平成14年1月から使用する所得税の確定申告書がOCR対応になった一方、申告書の種類も現在の6種類から2種類に統合されましたので、見やすく扱いやすいとなかなかの評判だそうです。

### ★ 《 今年の改正点 》 ★

#### 【 様式と種類 】

- ① 用紙サイズはA4になりました。
- ② 申告書は **A** と **B** の二種類ありますが、納税者の所得の種類によって下記のように使い分けてください。

#### 確定申告書A

- ・給料、年金をもらわれた方
- ・配当金をもらわれた方
- ・保険の満期や解約があった方
- など（予定納税している方を除く）

#### 確定申告書B

- ・事業をされている方
- ・地代家賃をもらわれた方
- ・土地などを売却した方
- ・A以外のどなたでも


#### 【 株の100万円特別控除 】

長期所有上場株式を譲渡した場合には譲渡益のうち**100万円までを非課税**とする特例が設けられました。そして100万円控除を受けるために、下記の条件を満たさなければなりません。

- (1) 1年以上保有している上場株式であること
- (2) 平成13年10月1日～平成15年3月31日の期間内に譲渡されたこと
- (3) 証券会社を通じて譲渡し、「取引報告書」をお持ちになること
- (4) 3月15日までに確定申告をすること

### ★ 《 確定申告の準備 》 ★

確定申告の受付は2月16日から始まりますので、右の表を参考にして頂いて早目の準備をお願いします。

		準備資料	申告書
給 与 者	2箇所以上から給与をもらっている		A
	年金をもらっている	公的年金等の源泉徴収票（はがき）	A
	給与の収入が2000万円を超える		A
	住宅を借入して新築、増改築した	住宅ローンの借入金残高証明書 住民票の写し、建物の謄本 不動産売買契約書、領収書	A
	医療費を10万円以上支払った	医療費の領収書	A
	地震などの災害で5万以上の出費をした	出費の領収書	A
	会 社 役 員 の 場 合	自社から地代家賃をもらっている	出納帳、固定資産税納付書 修理などがある場合の領収書
自社から貸付金の利子もらった			A
自社から配当をもらっている		配当支払調書	A
個人事業者	出納帳等の帳簿類及び請求書、領収書綴り 棚卸帳、預金通帳又は残高証明書 生命保険、損害保険控除証明書 国民健康保険、国民年金及び固定資産税納付書 確定申告書類綴り及び申告書	B	
還付税金の利息をもらっている			A
保険金の受取りがある (受取金額-掛け金) > 50万円		保険金支払明細書	A
 <b>注意点</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 公的機関に1万円以上の寄付をされた方、年末調整を受けずに退職した方、地震などで多額の損害を受けた方は確定申告すれば還付を受けられます。</li> <li>★ 医療費控除を受ける場合に、自己と生計を一にする家族全員分をまとめて、所得の高い人が申告するのがコツ。</li> <li>★ 昨年と比べて扶養親族の変動等などがある場合に、メモ書きでお知らせください。</li> </ul>			

裏面税率表あり

【 所得税税率表 】

所得金額 (A)	税額表
330万円 以下	$A \times 10\%$
330万円超 900万円以下	$A \times 20\% - 33$ 万円
900万円超 1800万円以下	$A \times 30\% - 123$ 万円
1800万円超	$A \times 37\% - 249$ 万円

《 青色申告特別控除とは？ 》

ご存知のように、不動産の貸付をされている方や事業をされている方は正規の簿記の原則に従って記帳すれば、55万円又は10万円の青色申告特別控除を受けることができます。下記の表を参考に見直してみてもいいでしょうか？

